

発言取消申出書の取扱いについて

1 発言取消申出の概要

(1) 申出者

井上 さくら委員

こども青少年局長

(2) 発言日

令和7年9月17日

(3) 取消しを求める発言（部分）

報告事項「児童相談所一時保護所職員による入所中の児童に対する盗撮事件」における、被害児童に二次被害を生じさせる恐れのある発言に関する部分

2 発言取消申出書の取扱い（案）

後日、委員会記録を調査の上、正副委員長において、しかるべく措置をする。

令和7年9月19日

こども青少年・教育委員会
委員長 大岩 真善和 様

横浜市会議員

井上 さくら

発言取消申出書

令和7年9月17日のこども青少年・教育委員会における以下の私の発言を取り消したいため、次のとおり申し出ます。

取消しを求める発言：

報告事項「児童相談所一時保護所職員による入所中の児童に対する盗撮事件」における、被害児童に二次被害を生じさせる恐れのある発言に関する部分

写

令和7年9月19日

こども青少年・教育委員会
委員長 大岩 真善和 様

こども青少年局長
福嶋 誠也

発言取消申出書

令和7年9月17日のこども青少年・教育委員会について、当局答弁における以下の発言を取り消したいため、次のとおり申し出ます。

取消しを求める発言：

報告事項「児童相談所一時保護所職員による入所中の児童に対する盗撮事件」における、被害児童に二次被害を生じさせる恐れのある発言に関する部分